

1 景観の評価について

本事業の事業実施区域は、北九州市都市景観条例（平成20年条例第52号）第5条第1項に規定する景観計画において臨海部産業景観形成誘導地域に位置している。景観に係る評価は、視認性だけで行うのではなく、本事業で建設する建築物は地域の景観を構成する一部であることを考慮し、環境保全目標を見直すとともに、再度評価を行うこと。

2 環境保全措置について

本図書において検討された環境保全措置により事業者の実行可能な範囲内で環境への影響は低減されているが、排出ガスの処理方式をはじめとする施設の諸元の詳細部分については、引き続きより良い技術の導入を検討すること。